



2017年10月27日

各 位

会 社 名 伊勢化学工業株式会社
代表者名 代表取締役
社長執行役員 藤野 隆
(コード：4107 東証市場第2部)
問合せ先 取締役兼管理本部長 小林 正昭
(TEL. 03-3242-0520)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、2018年3月下旬開催予定の第97回定時株主総会（以下、「次回定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、当該趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年7月1日

(4) 変更の条件

次回定時株主総会におきまして、下記「2. 株式併合」に係る議案が原案のとおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものであります。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するに当たり、投資単位の水準を適切に維持するため、株式併合（5株を1株に併合）を行うことといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

2018年7月1日をもちまして、2018年6月30日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2018年6月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2017年6月30日現在）	25,675,675株
株式併合により減少する株式数	20,540,540株
株式併合後の発行済株式総数	5,135,135株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、上表「株式併合前の発行済株式総数」及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少するため、株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	7,000万株
変更後の発行可能株式総数	1,400万株

(3) 併合により減少する株主数

2017年6月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	ご所有株式数（割合）
総株主	3,179名（100.00%）	25,675,675株（100.00%）
5株未満	152名（4.78%）	183株（0.00%）
5株以上	3,027名（95.22%）	25,675,492株（100.00%）

上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有される株主様152名（ご所有株式数の合計183株）は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日前に、法令及び定款の定めにより、所有される単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと、又は、法令の定めにより、所有される単元未満株式を買い取ることを、それぞれ当社に請求することができますので、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人にお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

次回定時株主総会におきまして、本株式併合に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、次回定時株主総会におきまして、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案のとおり承認可決されることを条件に、2018年7月1日をもちまして、次のとおり変更されます。

(下線は、変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>7,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,400</u> 万株とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

取締役会決議日	2017年10月27日
次回定時株主総会決議日	2018年3月下旬（予定）
単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日	2018年7月1日（予定）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、2018年7月1日を予定しておりますが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、同取引所業務規程により、2018年6月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権行使の単位及び証券取引所におきまして売買単位として用いられている株式数をいいます。
 今般、当社は、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
 今般、当社は、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。
 当社は、当該趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、投資単位の水準を適切に維持するため、株式併合（5株を1株に併合）を行うことといたします。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、2018年6月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。
 また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
 具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,286株	1個	257株	2個	0.2株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	655株	なし	131株	1個	なし
例④	347株	なし	69株	なし	0.4株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例①、例④及び例⑤のような場合）には、会社法の規定に基づき、全ての端数株式を一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、2018年9月上旬にお支払することを予定しております。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（例⑤のような場合）は、株式併合により、全てのご所有株式が端数株式となりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として、各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくは、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人にお問合せください。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の売渡し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式を生じないようにすることも可能です。なお、証券保管振替機構の定めにより、単元未満株式の売渡し及び買取りは、それぞれ取次停止となる期間がございますので、詳しくは、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人にお問合せください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の変動等、他の要因を除けば、理論上、株主様のご所有株式の資産価値に変動はございません。

Q 7. 所有株式数が減ると受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 7. 株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等、他の要因を除けば、株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により、端数株式が生じた場合には、会社法の規定に基づき、一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払することを予定しているため、株式併合後の当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続が必要ですか。

A 8. 特段のお手続は、必要ございません。

Q 9. 株式の売買停止期間はありますか。

A 9. 売買停止期間はございませんが、東京証券取引所業務規程により、現在の売買単位（1,000株）でのお取引は、2018年6月26日までとなります。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A10. 次のとおり予定しております。

2018年2月上旬	取締役会（株主総会招集決議）
2018年3月下旬	次回定時株主総会
2018年6月26日	現在の売買単位（1,000株）での取引最終日
2018年6月27日	変更後の売買単位（100株）での取引開始日
2018年7月1日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
2018年7月下旬	株主様へ株式併合割当通知発送
2018年9月上旬	端株処分代金の支払開始

当社の株主名簿管理人（お問合せ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9：00～17：00（土・日・休日を除く）